十八　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～14　略］	［1～14　同左］
15　削除	15　(1)　群馬県沼田市材木町字滝棚1173―1　(471.70) (2)　群馬県利根郡みなかみ町師字大沢田810　(425.20) / 北緯36度38分40秒東経139度02分54秒の地点と北緯36度40分28秒東経139度00分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［16～25　略］	［16～25　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十九　平成二十八年総務省告示第一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～12　略］	［1～12　同左］
13　削除	13　(1)　東京都立川市曙町３―18―55　(175.70) (2)　東京都小平市小川町１―830　(107.00) / 北緯35度42分01秒東経139度25分26秒の地点と北緯35度42分55秒東経139度26分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［14～32　略］	［14～32　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	